

奨学生を募集します

市育英資金・浅野兄妹奨学資金

市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、平成19年4月以降に下記の校種に入学する人で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金を貸し出すものです。

【校種】 国内の高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学(大学院を除く)

【申込資格】 家計・学力・人物が、基準に合致していること。

◆家計

世帯の1年間の総所得金額(申し込みの前年)が、別表に定める基準以下であること。

※総所得金額とは、所得税法第23条から第35条までに規定する各所得の合計額をいう。ただし、同法による所得控除のうち、雑損控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除が該当する場合は、これらの控除額を合計額から差し引いた後の額とする。

(別表)

区分	基準額	
世帯人員	2人	2,670千円
	3人	3,080千円
	4人	3,350千円
	5人	3,610千円
	6人	3,790千円
	7人	3,960千円

※世帯人員が8人以上の場合は、1人につき170千円を加算する。

◆学力

成績が学年評定3.5以上で、かつ、最終学年における成績が上位50%以内に入っていること。

※スポーツ、芸術などで卓越している人または特に向学心旺盛で学校長が推薦する場合は考慮する。

◆人物

市内に3年以上在住し、現に生計

の基礎が市内にある人で、心身ともに健康な人。

【貸付月額】

区分	高校生	専門学校生、高等専門学校生、短大生、大学生
自宅通学者	1万円以内	4万円以内
自宅通学者以外	3万円以内	5万円以内

【貸付期間】

高校生 専門学校生 大学生	4年以内
高等専門学校生	5年以内
短大生	2年以内

【貸付方法】 年2回以内、奨学生本人の預金口座(郵便局・漁協を除く)に振り込みます。

【償還方法】 年賦、半年賦、月賦

上杉奨学金

上杉奨学金は、市内に在住する高校3年生や社会人などで大学へ進学を希望する人、現在大学に在学中で学資の支払いが困難な人に奨学金を貸し出すものです。

【校種】 大学

【採用者数】 年間3人以内

【優先順位】 貸し付けの順位

第1位	大学生(在学)
第2位	社会人
第3位	高校生

【貸付年額】 50万円以内

【貸付期間】

医学部 獣医学部以外	4年以内
医学部 獣医学部	6年以内

【貸付方法】 年1回、奨学生本人の預金口座(郵便局・漁協を除く)に振り込みます。

【償還方法】 年賦、半年賦

◆共通事項

【募集期間】

2月1日(木)～3月23日(金)

【保証人】 必要

【奨学資金の償還】

◇奨学資金は無利子ですが、貸付金ですので奨学生本人からの全額償還が原則です。

◇卒業、進学先、就職先を条件とした償還免除制度はありません。

◇償還期間は10年以内。

【選考方法】 奨学生選考委員会で審査を行います。

※採用にならない場合もあります。

【奨学生決定時期】 4月

詳細は、教育委員会教育総務課または各教育委員会事務所に問い合わせしてください。

【申し込み・問い合わせ】

教育委員会教育総務課 財務係
☎0220(34)2670
各教育委員会事務所

1月26日は文化財防火デー

1月26日は文化財防火デーです。

昭和24年1月26日に法隆寺金堂の壁画が焼け、貴重な文化的遺産が灰となりました。このため国では、この日を「文化財防火デー」と定めて、文化財を火災から守るため文化財防火運動を進めています。

かけがえのない文化遺産を後世に残すため、みんなの手で火災を防ぎましょう。

◆平成19年文化財防火デー防災訓練

【日時】 1月21日(日)午前9時～
【会場】 旧登米高等尋常小学校校舎敷地内

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課
文化振興文化財保護係
☎0220(34)2698

償却資産申告書を提出してください

平成19年度の償却資産の申告時期になりました。事業で使われる償却資産を所有している人は、賦課期日(平成19年1月1日)現在の償却資産について、1月31日(水)までに申告書の提出をお願いします。

固定資産税が課税される償却資産は、土地・家屋以外の事業で使用される資産(構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具および備品など)です。

早めの申告をお願いします。

【問い合わせ】

総務部税務課 固定資産税係
☎0220(22)2163
各総合支所地域生活課 地域係

油類の取り扱いに注意してください

油が流出する事故が増えています。家庭のホームタンクなどの取り扱い

に注意してください。

◆転倒や油の流出に対する対策は万全か点検しましょう。

①タンクを設置する場所の補強やチェーンなどによる転倒防止の対策は大丈夫ですか。

②タンクと配管の結合部分は、タンクが揺れても損傷しないような構造になっていますか。

③万一、タンクから油が漏れた場合のために、囲い(防油堤)を設置していますか。

◆油を取り扱うときには十分に注意をして、目を離さないように。

ホームタンクからポリタンクに移し替えている最中に目を離したり、移し替えた後にホームタンクのバルブを閉め忘れていたりしたために油が流れ出した事故が発生しています。

◆もしも油が流出したらすぐに連絡してください。

自分できれいにしたつもりでも、地面に染み込んだ油が時間が経ってから水路に流れたことや、雨が降ったときに出てきたこともあります。

もしも油が流出したら、すぐに市役所または消防署に連絡してください。

◆家の前の水路や道路の側溝の水も川に流れていきます。

川の水は水道用水や工業用水、農業用水に使われています。

わたしたちの暮らしと豊かな自然を守るためにも十分注意してください。

【連絡先・問い合わせ】

市民生活部環境課 環境保全係
☎0220(58)5553
消防署
☎0220(22)0119
北上川下流河川事務所
☎0225(94)9852



▲川に流出した油の吸着マットによる回収作業

飼い犬には愛情と責任を

良い飼い主になれますか? 良い飼い主になれていますか?

◆飼い犬の狂犬病予防注射はお済ですか

犬を飼うためには、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

【犬の予防注射の義務】

▶狂犬病はいまだに世界各地で、毎年3万～5万人の命をうばっており、世界的に見ると犬が人への感染源となるケースが圧倒的に多くなっています。すべての犬が予防接種を受けておくことで、万が一この怖い病気が日本に侵入したときでも、犬に流行することを未然に防ぐことができます。毎年一回の予防注射は犬を飼っている人の務めです。

【犬の登録(一生に一回)の義務】

▶生後91日以上の犬は生涯1回の登録が必要です。これは、狂犬病が発生したときの対応を敏速・適切に行うためです。

◆マナーを守りましょう

【散歩の仕方について】

▶散歩中に他人の土地や公共施設(公園・河川・道

路など)でフンの処理をしない飼主がいます。散歩は、犬が運動する機会とし、フンは自宅で済ませるようにしつけ、どうしても散歩中にフンをする場合は、袋とスコップを持参して、自宅へ持ち帰ることが飼主の義務です。

【放し飼いについて】

▶放し飼いは絶対にしないでください。散歩中に鎖から手を放すことも同様です。「うちの犬はおとなしいから」と放すと、じゃれて人に飛びついたときに怪我をさせたり、恐怖を与えたり、あるいは、物を壊したりする危険があります。当然、かみつくような問題が起こってからでは遅く、交通事故の危険もあります。

◆問い合わせ

市民生活部環境課 衛生係
☎0220(58)5553
各総合支所地域生活課 地域係

